

## 第七五回

### 参第一八号

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法第八十六条の規定により、候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含むものとする。

第五条第二項中「寄附」を「「寄附」」に、「、会費」を「又は会費」に、「なされる」を「される」に改め、同条第三項中「支出」を「「支出」」に改め、同項の前に次の二項を加える。

この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、選挙に関してされる寄附以外の寄附とみなす。

この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政党、協会その他の団体に対してされる寄附（政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために当該政党、協会その他の団体以外の者が受ける寄附を含む。）で選挙に関してされるもの以外のもの及び公職の候補者の政治活動に関してされる寄附で選挙に関してされるもの以外のものをいう。

第五条第一項中「収入」を「「収入」」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づき、当該政党、協会その他の団体の構成員がその金銭上の債務の履行として負担するものをいう。

第九条第一項を次のように改める。

政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出（当該政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて、当該政党、協会その他の団体のために、当該政党、協会その他の団体以外の者が受けた寄附及びその者がした支出を含む。）
- 二 前号の収入のうち、党費又は会費でその年額が五十万円以上のものについては、当該党費又は会費を納入した者の氏名、住所及び職業並びにその納入した金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積つた金額。以下同じ。）及び年月日、党費又は会費でその年額が五十万円に満たないものについては、その件数、金額及び納入年月日
- 三 第一号の収入のうち機関紙誌の発行その他の事業によるものについては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

四 第一号の収入のうち借入金については、その借入先の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名。

第十二条第一項第三号を除き、以下同じ。）並びに借入金の金額及び借入年月日

五 第一号の収入のうち前三号に掲げるもの以外のものについては、その基因となつた事実、その事実に係る相手方（第一号かつこ書の寄附にあつては、その寄附をした者及びその寄附を受けた者）の氏名、住所及び職業並びにその収入の金額及び年月日

六 第一号の支出を受けた者（同号かつこ書の支出にあつては、その支出を受けた者及びその支出をした者）の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日

第十一条第一項中「千円」を「一万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「千円」を「一万円」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出（当該政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて、当該政党、協会その他の団体のために、当該政党、協会その他の団体以外の者が受けた寄附及びその者がした支出を含む。）

二 前号の収入のうち、一件一万円以上（数回にわたつてされたときはその合計額による。）の寄附については、その寄附をした者（同号かつこ書の寄附にあつては、その寄附をした者及びその寄附を受けた者）の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日、一件一万円に満たない寄附については、その件数及び金額

三 第一号の収入のうち、党費又は会費でその年額が五十万円以上のものについては、当該党費又は会費を納入した者の氏名、住所及び職業並びにその納入した金額及び年月日、党費又は会費でその年額が五十万円に満たないものについては、その件数及び金額

四 第一号の収入のうち機関紙誌の発行その他の事業によるものについては、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

五 第一号の収入のうち借入金については、その借入先の氏名、住所及び職業並びに借入金の金額及び借入年月日

六 第一号の収入のうち、前四号に掲げるもの以外のもので一件十万元以上（数回にわたつてされたときはその合計額による。）のものについては、その基因となつた事実、その事実に係る相手方の氏名、住所及び職業並びにその収入の金額及び年月日、前四号に掲げるもの以外のもので一件十万円に満たないものについては、その基因となつた事実、その収入の金額及び年月日

七 第一号の支出のうち、一件一万円以上（数回にわたつてされたときはその合計額

による。)のものについては、その支出を受けた者(同号かつこ書の支出にあつては、その支出を受けた者及びその支出をした者)の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日、一件一万円に満たないものについては、その支出の目的、金額及び年月日

第十二条第三項中「同項第三号」を「同項第一号」に、「千円」を「一万円」に、「添附」を「添付」に改め、同項の項番号を削る。

第十三条第一項中「なされた」を「された」に、「左の」を「次の」に、「公職の候補者の」を「当該」に改める。

第十九条中「公職の候補者の」を削り、「二千五百円以上(数回にわたりなされた)」を「一万円以上(数回にわたつてされた)」に、「左の」を「次の」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 法人その他の団体は、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものがする場合は、この限りでない。

一 政党、協会その他の団体又はその支部

二 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二第一項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する職員団体、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二第一項の規定に基づく国会職員の団体若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体又はこれらの団体を主たる構成員とする団体

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第五章中第二十二条の次に次の三条を加える。

第二十二条の二 個人は、各年中において、百万円を超えて政治活動に関する寄附(選挙に関してされる寄附を含む。)をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二条の三 何人も、外国人、外国法人又は外国の団体から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二条の四 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

第二十三条中「五千円以上十万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に、「千円以上五万円以下」を「一万円以上五十万円以下」に、「但し、第一号乃至第三号」を「ただし、第一号から第三号まで」に、「五千円以上五万円以下」を「五万円以上五十万円以下」に、「引継」を「引継ぎ」に、「添附」を「添付」に改める。

第二十五条第一項中「第十二条乃至第十四条」を「第十二条から第十四条まで」に、「添附」を「添付」に、「五千円以上十万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改め、同条第二項中「千円以上五万円以下」を「一万円以上五十万円以下」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 次の各号の一に該当する者（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者
- 二 第二十二条第二項、第二十二条の二第二項、第二十二条の三又は第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者

第三十一条中「中央選挙管理会」を「自治大臣、中央選挙管理会」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第九条から第十二条までの規定は、昭和五十一年一月一日以後に係る政党、協会その他の団体及びその支部の収入及び支出並びに政党、協会その他の団体のためにその代表者等と意思を通じて受けた寄附及びした支出（以下この項において「政党等の収入及び支出」という。）に関して適用し、同日の前日までの間に係る政党等の収入及び支出に関しては、なお従前の例による。
- 3 新法第十三条及び第十九条の規定は、この法律の施行の日以後その期日が公示され又は告示される選挙に関して適用し、同日前にその期日が公示され又は告示される選挙に関しては、なお従前の例による。

（経過規定）

- 4 この法律の施行の際現に存する法人その他の団体又はその支部でこの法律の施行により新たに新法第三条に規定する政党、協会その他の団体又はその支部に該当することとなるものは、この法律の施行の日から七日以内に、新法第六条（新法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならない。
- 5 前項の法人その他の団体は、この法律の施行の日から七日を経過する日までの間（その期間内に同項の規定による届出をしたときはその時までの間）は、新法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則等の経過措置)

- 6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる事項に関してした行為については、改正前の政治資金規正法及び改正前の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十六章（他の法律において準用する場合を含む。）の規定の例による。

(政令への委任)

- 7 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

- 8 公職選挙法の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十八条 削除」を「第百九十八条（法人等の寄附の禁止）」に、「第百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」を「第百九十九条の三（公職の候補者等の関係団体の寄附の禁止）」に改める。

第百九十八条を次のように改める。

(法人等の寄附の禁止)

第百九十八条 法人その他の団体は、選挙に関し、寄附をしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものがする場合は、この限りでない。

一 政党その他の政治団体又はその支部

二 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二第一項の規定に基づく国会職員の団体若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体又はこれらの団体を主たる構成員とする団体

- 2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第百九十九条第二項から第四項までを削る。

第百九十九条の三の見出し中「関係会社等」を「関係団体」に改め、同条中「公職の候補者又は」の上に「第百九十八条（（法人等の寄附の禁止））第一項ただし書に規定する団体で」を加え、「会社その他の法人又は団体」を「もの」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百九十九条の四中「公職の候補者又は」の上に「第百九十八（（法人等の寄附の禁止））第一項ただし書に規定する団体で」を加え、「団体は」を「ものは」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百四十八条を次のように改める。

(寄附の制限違反)

第二百四十八条 第九十八条第一項（（法人等の寄附の禁止））、第九十九条（（特定の寄附の禁止））又は第二百一条第一項（（匿名の寄附等の禁止））の規定に違反して寄附をした者（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五千万円以上五億円以下の罰金に処する。

第二百四十九条中「同条第二項」を「第九十八条（（法人等の寄附の禁止））第二項、第二百条第二項」に改め、「受けた者」の下に「（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）」を加える。

第二百四十九条の三の見出し中「関係会社等」を「関係団体」に改め、同条中「会社その他の法人又は団体が」を「第九十八条（（法人等の寄附の禁止））第一項ただし書に規定する団体が」に、「関係会社等」を「関係団体」に、「その会社その他の法人又は団体」を「その団体」に改める。

第二百四十九条の四中「団体が」を「第九十八条（（法人等の寄附の禁止））第一項ただし書に規定する団体が」に改める。

第二百五十一条及び第二百五十三条の二第一項中「関係会社等」を「関係団体」に改める。

第二百五十四条中「関係会社等」を「関係団体」に、「且つ」を「かつ」に改める。  
（農業委員会等に関する法律の一部改正）

9 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の項中「関係会社等」を「関係団体」に改める。

## 理 由

政党、協会その他の団体等の政治活動の公明と選挙の公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を原則として禁止し、個人の政治活動に関する寄附は年間百万円を超えてはならないものとするとともに、政党、協会その他の団体の収支に係る会計帳簿及び報告書に関する規定を整備し、罰金額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。